

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 教育総務課

不利益処分の内容	就学援助費の交付の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市就学援助費交付規則第 1 1 条	
処分基準	根拠条項	栃木市就学援助費交付規則第 1 1 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 7 年 3 月 2 3 日設定 平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市就学援助費交付規則抜粋 (交付の取消し)</p> <p>第 1 1 条 教育委員会は、援助費の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の交付の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 第 2 条の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により援助費の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 辞退の申出を受けたとき。</p> <p>(4) 入学予定者が小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程に入学しなかったとき、又は当該学校に入学する前年度において市内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>2 略</p>	